

宇和島市教育委員会会議録

令和5年4月定例会

令和5年4月26日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和5年4月定例会 会議録

1. 開会日時 令和5年4月26日(水) 午後4時
2. 場 所 宇和島市役所本庁 801会議室
3. 出席者 教育長) 金瀬 聡
教育委員) 木下 充卓、高山 俊治、弓削 由美子、
浅井 敬司、田村 裕子
4. 欠席者 なし
5. 出席職員 教育部長 森田 孝嗣、教育総務課長 面川 啓之、
学校教育課長 大柴 博之、生涯学習課長 杉浦 光信、
文化・スポーツ課長 森田 浩二、人権啓発課長 大内 真二、
学校給食センター所長 二宮 貴紀、こども家庭課長 千葉 大悟、
伊達博物館長 橋本 宏司

教育総務課課長補佐 薬師神 司、同課総務係長 山口 真史
同課主任 児玉 泰宗
6. 付議事件
報告第6号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則)
報告第7号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市教育推進員設置要綱の一部を改正する訓令)
報告第8号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立学校運営協議会委員の任命について)
報告第9号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について)
報告第10号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立公民館長の解任及び任命について)
報告第11号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について)
報告第12号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命について)

議案第 2 3 号 宇和島市立公民館設置条例及び宇和島市立公民館使用条例の一部を
改正する条例の施行期日を定める規則

議案第 2 4 号 宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

7. 説明及び報告事項

(1) 岩松幼稚園と岩松保育園の運営について

8. 会議概要

(1) 会議成立の報告

○教育総務課長

教育長及び在任委員の全員が出席されています。定足数を満たしていますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、ここからの進行は教育長、宜しくお願いいたします。

(2) 開会宣言・教育長報告（午後 4 時）

◎教育長

それでは、ただいまから令和 5 年 4 月定例教育委員会会議を開催します。

開催に際しまして、ご挨拶申し上げます。

今年度、最初の定例会です。あらためてこれからの取り組みの方向性などについて確認をしておきたいと思えます。

会議資料の 2 ページをご覧ください。4 月 3 日に教育長訓示式、4 月 4 日に校長研修会がありました。教育委員の皆様とも情報共有しておきたいと思えます。

会議資料とは別の、お手元に配布した資料をご覧ください。

1 ページをご覧ください。平成 3 0 年 4 月に開催された教育推進大会での挨拶です。教育委員会での取り組みの方向性の認識や基本的な考え方は、当時も今も変わりません。後ほどご覧いただき、その意志を共有できたらと思えます。

3 ページをご覧ください。今後の社会の大きな変化 3 つと、変化を踏まえた取り組みの方向性 4 つについて認識を共有するため、平成 3 0 年 5 月の定例校長研修会で配布したレジュメです。大きな変化として、1 つ目、少子高齢化・人口減少の進展。2 つ目、第 4 次産業革命による超スマート社会の到来。3 つ目、人生 1 0 0 年時代の到来。以上 3 つを挙げています。変化を踏まえた取り組みの 4 つの方向性として、1 つ目、シビック・プライドの醸成。2 つ目、2 1 世紀型の資質・能力の育成。3 つ目、学校・家庭・地域との連携。4 つ目、働き方改革を記載しています。これらについて、基本的な認識・考え方に変更はありません。これまで、教育大綱や教育振興基本計画の策定、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進体制の構築、G I G A スクール環境の整備等、様々に取り組んでまいりましたし、一定の成果はあげていることについて、教員及び行政職員をはじめ、関係者の方々に

は本当に感謝しています。しかしながら、新型コロナウイルス流行の影響など諸々の事情により、思うようなスピード感で進められていないところもあります。そうした意味においても今年度は再起動の年にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、今年度は宇和島市教育大綱改訂の年でもあります。現行の教育理念を見直し、修正を加える必要がでてくるのか、それとも継続していくことになるのか、先ほど申しました人工知能の社会実装の進展による産業革命の影響をどう捉えるかが大きな論点になってくるだろうと思っています。

この点について、最近の状況を資料を確認しながら共有をしておきたいと思えます。

5ページの資料①-1を見てください。今朝のNHKニュースです。人工知能学会が25日に「人工知能学会としての大規模生成モデルに対してのメッセージ」をホームページで公表したというものです。一般的な利用については「AIが出力したものをうのみにするなど無条件に受け入れず、簡単な仕組みや長所・短所を理解した上で利用することが大切」などとしており、教育の場に対しては「一律な利用の禁止は何も生み出さない。教育への活用法を検討すべき」と指摘した一方で「自分で考えることなく、答えのみを教えてもらう用途には利用すべきではない」などと、活用や禁止する場面を皆で考えることが重要だとしています。

7ページの資料①-2は公表されている学会のメッセージそのものです。

9ページの資料②-1をご覧ください。小中高でのプログラミング教育等を中心に、情報教育の発展に向けて活動してきた、『特定非営利活動法人みんなのコード』という団体があります。この団体は2020年から宮城教育大学附属小学校のコンピュータサイエンス科でのAIの授業実践をはじめ、各地で様々な実証研究を行ってきており、今回、全国の学校現場とともにAI教育を含む情報教育の実証研究を行ってきた知見から、「生成AIの初等中等教育でのガイドライン策定に向けた提言」をまとめ、発表した、というものです。

11ページからの資料②-2がその提言です。議論に必要な3つの観点というものを指摘しています。観点1、「AIを人間が高度な知的生産をするためのものと認識すべきではないか」。観点2、「コンピュータと適切に対話する力も、重視すべきではないか」。観点3、「思考力・判断力・表現力等に及ぼす影響について、議論すべきではないか」。以上の3点です。いずれも共感できる内容ですし、文部科学省が今後策定するとされている『ChatGPTの教育現場での活用に関する指針もしくはガイドライン』にも影響するかもしれないという印象を持ちました。

19ページの資料③は、熊本市の遠藤教育長が3月20日の日本教育新聞に寄稿した記事です。タイトルに主張が濃縮されて表現されています。内容としては、1つ目、「求められているのは“資質・能力の向上”ではなく、“資質・能力の転換”」である。2つ目、「道具の進化につれて低下してもよい資質・能力についても目を背

けずに議論すべき」である。3つ目、「今後はA I がやってくれる“課題解決能力”の必要性は薄れ、A Iに課題を与える“課題創造能力”や“課題定義能力”が重要になる」。全くそのとおりだと、共感を覚えます。

21ページの資料④は、3月24日の教育新聞の記事です。タイトルは「人間を超えるA I時代“問いベースの教育に”」です。慶応大学の安宅教授が次のように指摘しています。1点目、「“教える”には、ティーチングとコーチングとフィードバックがあると考えている。ただ、日本における“教える”はティーチングだ。そうではなく、コーチングとフィードバックが主であるべきだと思っている」。2点目、「リアルな体験やリアルな空間なしに、人間が育ったり、変容したりすることはない。人と接するから、うれしかったり、悔しかったりという感情も生まれる。だからこそ、生身の教員の存在は極めて重大だ」。3点目、「A Iは人間のためにある。どうやって使い倒すかをみんなで学びながら、子供たちからも学ぶというのが正しい形だと思う」。

23ページの資料⑤は、学校のC h a t G P Tに関する指針については文部科学省が策定すると松野官房長官が方針を明らかにしたとの報道です。

まとめると、現時点においては次のように認識しています。1、「A Iの社会実装を見据える必要がある。」2、「それは資質・能力の転換というパラダイム・シフトを伴う。」3、「コーチングとフィードバックが主であるべき。」4、「リアルな体験、生身の教員の存在は極めて重大である。」したがって、人生と社会の当事者として問う力を養い、五感と感情を統合した体験の機会を創出すること、他者と協働する関係性を構築できる素養を養うこと。これら全ての前提となる心理的安全性、多様性を受け入れる寛容さを持たせるために、社会に開かれた教育課程及びコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に関する議論と実践が求められていると認識しています。

◎教育長

議事に入ります前に、少しお時間をいただきます。令和5年4月1日より、森田教育部長、学校給食センター二宮所長及び伊達博物館橋本館長の3名が、新たに着任しています。それぞれ、簡単に着任のあいさつをお願いします。

○教育部長

着任の挨拶を行う。

○学校給食センター所長

着任の挨拶を行う。

○伊達博物館長

着任の挨拶を行う。

(3) 付議事件

◎教育長

それでは本日の議事に入ります。

本日の議案ですが、報告第8号から第12号及び議案第24号については、人事案件であることから、非公開で審議したいと思います。

この点について、ご賛成いただける方は挙手をお願いしたいと思います。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

ありがとうございます。

それでは挙手全員ですので、報告第8号から第12号及び議案第24号については非公開で審議いたします。

それでは先に公開議案を審議いたします。

報告第6号について事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

4ページをお開きください。こちらは『宇和島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則』につきまして、令和5年4月1日付けで専決処分を行いました案件の報告です。本規則は、教育委員会事務局の組織及び事務分掌を定めた規則であり、第1条で課や係の組織体制を、第2条から第7条で、各課それぞれの所掌事務を定めています。今回の改正は、4月1日付けの組織機構の変更と、各課の分掌事務の修正、追記が主なものとなっています。6ページをご覧ください。改正後が右側となっています。まず第1条の下線部のところですが、本年度、文化・スポーツ課の文化振興係と文化財保護係が統合され、文化係に変更されましたので、修正を行っています。次に各課の分掌事務につきまして、第2条から第7条まで、各課それぞれ、昨年ご承認いただきました事務決裁規程を反映させた修正内容となっています。

◎教育長

説明が終わりました。

本件について、ご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは特段のご質問等もないようですので、採決に移りたいと思います。

報告第6号について、ただいまの事務局の報告のとおり、承認することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

ありがとうございました。

挙手全員で報告第6号は報告どおり承認いたします。

◎教育長

報告第7号について事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育課長

17ページから20ページにかけてご覧ください。報告第7号です。令和5年4月1日付で専決処分を行いました『宇和島市教育推進員設置要綱の一部を改正する訓令』について説明します。平成31年度より設置をしています教育推進員につきましては、従来、コミュニティ・スクールに係る指導等を中心に、ICT教育推進の教員研修など、教育現場における新たな課題への取り組みを指導していただきましたが、各校のコミュニティ・スクールの進捗状況にばらつきがあること及び宇和島市教育振興基本計画の中で「地域とともにある学校づくり」が基本方針の一つとして掲げられていることを踏まえて、今年度より、職務内容をコミュニティ・スクールに係る指導等に特化することとしました。

また、もうひとつ大きな変更点として、講演、指導・助言のほか、謝金の対象となる業務として「手引書等の原稿作成及び編集」を新たに追加しました。これには、つい先日完成し、学校運営協議会の委員の方々、教員向けに配付しました「コミュニティ・スクールハンドブック」の原稿作成、編集の作業が該当します。正式な例規改正として定例会でお諮りできていなかったことから、専決報告という形ではありますが、改めて教育委員会会議に上程するものです。所定の手続きが遺漏しておりましたこと、お詫び申し上げます。

前述の主な変更点以外に、教育推進員に求められる資質の明示や要綱全体の構成、表記等の修正も行っていますので、併せてご確認いただきますようお願いいたします。また、ICT支援に関しては、現在学校教育課に在席している4名のICT支援員による支援の充実及びICTに関する研修を実施することで補っていきたいと考えています。

◎教育長

説明が終わりました。

本件について、ご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは特段のご質問等もないようですので、採決に移りたいと思います。

報告第7号について、ただいまの事務局の報告のとおり、承認することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

ありがとうございました。

挙手全員で報告第7号は報告どおり承認いたします。

◎教育長

それでは続いて、議案第24号に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長

資料56ページをご覧ください。議案第23号、宇和島市立公民館設置条例及び宇和島市立公民館使用条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について説明します。石応公民館の供用にあたり改正した公民館の設置条例及び使用条例の施行期日を規則で定めようとするものです。次のページをお願いします。施行期日は令和5年5月8日とするもので、前日の5月7日に落成記念式典を挙行し、その翌日から供用開始とします。

◎教育長

説明が終わりました。

議案第23号について、ご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

それでは特段のご質問等もないようですので、採決に移りたいと思います。

議案第23号について、原案どおり可決することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

ー挙手ー

◎教育長

ありがとうございました。

挙手全員で議案第23号は可決いたしました。

◎教育長

それでは、次に非公開案件の審議を行います。

◎教育長

報告第8号を上程する。

<報告第8号>

宇和島市立学校運営協議会委員の任命について

◎教育長

説明を求める。

○学校教育課長

宇和島市立学校運営協議会委員の任命に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第9号を上程する。

<報告第9号>

宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第10号を上程する。

<報告第10号>

宇和島市立公民館長の解任及び任命について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館長の解任及び任命に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第11号を上程する。

<報告第11号>

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第12号を上程する。

<報告第12号>

宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命について

◎教育長

説明を求める。

○伊達博物館長

宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

議案第24号を上程する。

<議案第24号>

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

非公開案件の審議が終わりましたので、会議を公開します。

(4) 説明及び報告事項

◎教育長

次に、“説明及び報告事項”に移ります。(1) 岩松幼稚園と岩松保育園の運営に

ついて、事務局から説明をお願いいたします。

○こども家庭課長

61ページをお開きください。今年度末をもって、岩松幼稚園を閉園として、岩松保育園を認定こども園化し、令和6年度4月から統合する予定となりましたので、教育委員の皆様にご報告します。資料62ページに津島地区の現状として、未就学児童数及び各施設の園児数と推移を記載しています。岩松幼稚園については、令和6年4月時点で6名程度となり、今後の入園も見込めない状況の中で、適正規模確保の観点から閉園することとしました。本市の公立就学前教育保育施設につきましては、平成30年4月策定の『宇和島市教育保育施設等整備計画』に基づいて、統廃合等を段階的に実行してきたところです。今年度は高光保育園と二名保育園についても閉園することになっています。今後、保護者説明を行い、地域の皆様にも、こちらの文書を回覧してお知らせすることとしています。

◎教育長

説明が終わりました。

本件について、ご意見等あればお願いいたします。

◎田村委員

岩松保育園の改修予定はありますか。現在の園舎は老朽化しており、耐震性について不安の声を聞いています。

○こども家庭課長

現在の園舎を大規模に改修する予定は今のところありません。また、現在、認定こども園の新園舎建設について用地選定等の協議を重ねているところですが、場所も含めて具体的なスケジュール等は決まっていません。

(後ほど追加説明あり)

岩松保育園の園舎については、法令上、耐震診断等が必要とされる建物ではないため、耐震化も含めて実施していません。

(5) その他

◎教育長

次に、“その他”に移ります。

○人権啓発課長

『宇和島市人権に関する市民意識調査報告書』の黄色い冊子4冊をお手元に配布しています。この調査は、人権に関する市民の意識を把握し、施策に役立てるために、5年に1度実施しています。昨年度、市民2,000名と市内の中学校3年生と高校3年生500名に調査を行いました。その報告書ができましたので、教育委員の皆様にお配りするものです。それぞれ、詳細版と概要版の2冊となっています。トピックを1つ紹介します。「人権問題に関して、身近な課題として関心があるもの」という質問では、今回の市民調査では、1位「障がいのある人の人権問題」、2

位「子どもの人権問題」、3位「災害・事故など風評被害による人権問題」までは、前回調査と同じでした。一方、生徒の調査では、前回1位の「障がいのある人の人権問題」に変わって、前回3位の「インターネットによる人権問題」が今回1位となっています。子どもたちが、社会の変化に敏感に反応しているということでもあり、裏を返せば、人権侵害やいじめなどに巻き込まれる可能性も高くなっているということでもあると思います。そのため、インターネットの適正な利用等の教育・啓発を推進する必要もあると考えています。今後、この調査結果を踏まえて、人権施策に取り組んでいきます。

◎教育長

この件について、ご質問等ございますでしょうか。

では、全体を通して、何かありますでしょうか。

◎高山委員

5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症へ変更されることに伴い、学校におけるマスク着用の方針はどのようになるのでしょうか。

○教育総務課長

学校においては、4月1日からマスク着用は児童・生徒及び来校者を含め、個人の判断としており、着用の強制はしていません。5月8日からの位置付け変更に伴い、愛媛県教育委員会から取り扱いに関する通知文が送付される予定ですので、それを受けて各校へ具体的な指導をしていきたいと考えています。

◎木下委員

会議資料の配布方法について要望あり。

○教育総務課長

次回以降、対応する旨回答。

(5) 閉会宣言（午後5時00分）

◎教育長

それでは以上もちまして、4月定例の教育委員会会議を閉会いたします。